

議第26号

損害賠償の額の決定について

令和4年8月14日、高山市久々野町久須母195番地、高山市久々野衛生センターで発生した薬品流出事故に起因した魚類のへい死による損失に関し、被害者へ次のとおり賠償金を支払うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

記

損害賠償の相手方	損害賠償の額
[Redacted]	6,964,873円